

はしもと 市議会だより



第27号

議員は公職選挙法により、**年賀状**等時候の挨拶状（答礼のため自筆によるものを除く）を出すことや**御祝儀等**の寄付行為などは、禁止されています。ご理解をお願いします。

平成24年2月1日 発行

<http://www.chw.jp/>



▲3月2日にオープン予定のやどり温泉いやしの湯（北宿）

主な内容

議案審議結果……………2～ 3 ページ
一般質問……………4～15 ページ
活動日誌……………16 ページ

傍聴のご案内

議場は市役所3階です。議場傍聴席入口へは、市役所本庁舎の北側階段で3階へお越しく下さい。また、1階市民ロビーのテレビでは本会議の様態を中継しています。

12月定例会

会期・日程

11月28日に招集され、平成22年度各会計決算の認定、平成23年度各会計補正予算や条例の一部改正・廃止など市長提出議案51件と、委員会提出議案1件、議員提出議案1件、請願2件を審議し、12月16日に閉会しました。

11月28日 本会議（開会・議案の提案説明）
12月 5日 本会議（一般質問）
6日 本会議（一般質問）
7日 本会議（一般質問）
8日 本会議（議案審議）
9日 総務委員会

12日 経済建設委員会
13日 文教厚生委員会
16日 本会議（委員長報告 閉会）

12月定例会に提出された主な議案の内容は次のとおりです。

補正予算

☆一般会計 4億1,161万2千円を増額補正するものです。

この結果、平成23年度予算額は、29億5,715万1千円になります。※△は減額

歳出項目	
議会費	△1,408万6千円
総務費	2億5,862万7千円
民生費	△2,403万0千円
衛生費	806万6千円
農林水産業費	△736万0千円
商工費	1,351万3千円
土木費	3,505万6千円
消防費	2,162万0千円
教育費	227万2千円
災害復旧費	1億1,793万4千円

歳入項目	
分担金及び負担金	959万3千円
国庫支出金	△9,571万0千円
県支出金	4,865万9千円
財産収入	2,838万7千円
繰入金	1,895万8千円
繰越金	2,281万6千円
諸収入	1億4,730万9千円
市債	2億3,160万0千円

☆特別会計

国民健康保険	3億0,071万7千円
簡易水道事業	66万5千円
公共下水道事業	△234万0千円
墓園事業	551万8千円
農業集落排水事業	△119万0千円
土地区画整理事業	1億1,447万6千円
介護保険	6,349万8千円
後期高齢者医療	1,477万3千円

☆企業会計

水道事業	537万9千円
------	---------

正 例

☆斎場設置及び管理条例の一部改正
 施設の統廃合による財政の健全化を図るため、平成24年4月1日より、橋本斎場を廃止し、高野口斎場に統合するものです。

☆市民会館設置及び管理条例の一部改正
 近年、年末年始を除き無休運営していましたが、利用状況や同規模施設の産業文化会館の運営状況を勘案して、

議案の審議結果

12月定例会での各議案の審議結果は下記のとおりです。

平成22年度各会計決算 17件

・一般会計	認	定
・国民健康保険特別会計	認	定
・簡易水道事業特別会計	認	定
・国民宿舎特別会計	認	定
・住宅新築資金等貸付事業特別会計	認	定
・老人保健特別会計	認	定
・公共下水道事業特別会計	認	定
・駐車場事業特別会計	認	定
・墓園事業特別会計	認	定
・農業集落排水事業特別会計	認	定
・土地区画整理事業特別会計	認	定
・介護保険特別会計	認	定
・介護サービス事業特別会計	認	定
・指定訪問看護事業特別会計	認	定
・後期高齢者医療特別会計	認	定
・水道事業会計	認	定
・病院事業会計	認	定

市長専決処分 1件

・平成23年度一般会計補正予算（第4号）	承	認
----------------------	---	---

平成23年度各会計補正予算 10件

・一般会計（第5号）	原案可決
・国民健康保険特別会計（第2号）	原案可決
・簡易水道事業特別会計（第1号）	原案可決
・公共下水道事業特別会計（第3号）	原案可決
・墓園事業特別会計（第1号）	原案可決
・農業集落排水事業特別会計（第2号）	原案可決
・土地区画整理事業特別会計（第1号）	原案可決
・介護保険特別会計（第2号）	原案可決
・後期高齢者医療特別会計（第2号）	原案可決
・水道事業会計（第4号）	原案可決

条例の一部改正・廃止 9件

・神野々ふれあい会館設置及び管理条例の廃止	原案可決
・報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正	原案可決
・税条例等の一部改正	原案可決
・都市計画税条例の一部改正	原案可決
・老人医療費の支給に関する条例の一部改正	原案可決
・斎場設置及び管理条例の一部改正	原案可決
・消防団員等公務災害補償条例の一部改正	原案可決
・市民会館設置及び管理条例の一部改正	原案可決
・職員の給与に関する条例等の一部改正	原案可決

次ページへ続く

前ページから

その他 15件

- ・市道路線の認定…………… 原案可決
- ・字の区域の変更…………… 原案可決
- ・土地改良事業の施行…………… 原案可決
- ・公の施設の指定管理者の指定（5件）…………… 原案可決
- ・工事請負契約の締結（2件）…………… 原案可決
- ・工事請負変更契約の締結…………… 原案可決
- ・人権擁護委員候補者の推薦（後藤加壽恵氏）…………… 同 意
- ・人権擁護委員候補者の推薦（芋生 進氏）…………… 同 意
- ・人権擁護委員候補者の推薦（萩原弥生氏）…………… 同 意
- ・農業委員会委員の推薦（廣田征男氏）…………… 推 薦

委員会提出議案 1件

- ・大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書…………… 原案可決

議員提出議案 1件

- ・自由な意思による選挙を補償するための条例…………… 否 決

請願 2件

- ・国保税の引き下げを求める請願…………… 不 採 択
- ・大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める請願…………… 採 択

その他

平成24年1月1日より毎週火曜日を休館日として設定するものです。

☆工事請負契約の締結（2件）

①橋本小中学校改築工事施工のため、制限付一般競争入札を行い、清水建設株式会社大阪支店が落札したので請負契約を締結するもので、契約金額は9億1,350万円です。

☆橋本市農業委員会委員の推薦

②あやの台小学校新設（Ⅰ期）工事施工のため、制限付一般競争入札を行い、清水建設株式会社大阪支店が落札したので請負契約を締結するもので、契約金額は9億6,600万円です。
 議会が推薦する農業委員会委員に1名の欠員が生じたことに伴い、廣田征男氏（学文路）を推薦しました。

各委員会の付託事件及び議決結果

委員会名	件 名	議決結果		
		委員会	本会議	
総務委員会	議案第11号	橋本市神野々ふれあい会館設置及び管理条例を廃止する条例について	原案可決	原案可決
	議案第16号	橋本市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例について	原案可決	原案可決
	議案第23号	公の施設の指定管理者の指定について（市立共同浴場（えびす温泉））	原案可決	原案可決
	議案第25号	公の施設の指定管理者の指定について（市民会館）	原案可決	原案可決
経済建設委員会	議案第19号	市道路線の認定について（認定 紀ノ光台20号線 他4路線）	原案可決	原案可決
	議案第21号	土地改良事業の施行について（西畑地区）	原案可決	原案可決
	議案第22号	公の施設の指定管理者の指定について（高野口IT地域交流センター）	原案可決	原案可決
	議案第24号	公の施設の指定管理者の指定について（高野口山村体験交流促進センター）	原案可決	原案可決
	議案第26号	公の施設の指定管理者の指定について（林間田園都市駅駐輪場）	原案可決	原案可決
文教厚生委員会	請願第2号	国保税の引き下げを求める請願について	不 採 択	不 採 択
	請願第3号	大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める請願について	採 択	採 択

20人の議員が市政について質問

12月定例会・一般質問

一般質問は、執行機関に対して市の一般事務の執行状況や将来の方針などをたずめます。質問順は各会派の輪番制で、12月定例会は①公明党議員団②刷新クラブ③はしもと未来④新風クラブ⑤ニューリベラルズ⑥会派に所属しない議員⑦政友会⑧日本共産党橋本市議員団、の順番で12月5日、6日、7日に行われました。主な質問と答弁の要旨は次のとおりです。

質問内容・答弁内容の詳細は、図書館・各地区公民館に配布している会議録、また橋本市議会インターネットホームページで公開しています。

女性の視点を生かした防災対策について

橋本知子 議員



質問 国の防災基本計画には

2005年に

「女性の参画・

男女双方の視

点」が初めて盛り込まれ、2008年に「政策決定過程における女性の参加」が明記されたことで、地域の防災計画に女性の視点が取り入れられる動きが広がりました。

しかし、震災後、被災地のみならず各地で行われている防災会議において、女性の参画が少なく、女性目線の施策が取り入れられないことが多いため、「国でも地方でも女性目線を大事にする防災会議のあり方が必要」との意見が出ています。

①本市の地域防災会議の委員に女性はいますか。女性委員を増員する計画はありますか。

②防災計画を作成する際、女性の意見は取り入れられましたか。

③「もし、あなたが避難所を運営しなければならぬ立場になったら」という静岡県が開発した防災ゲーム「HUG」を取り入れてはいかがですか。

答弁 ①本市防災会議において、2名の女性に委員委嘱を行っております。

お質しのように防災の分野においても女性の視点を取り入れることは必要で

あると考えています。

②橋本市地域防災計画を作成するにあたっては、市各課にも意見聴取をしておりますので、本市防災計画には、女性の意見も反映されているものと考えています。

③防災ゲーム「HUG（ハグ）」につきましては、防災担当職員はもちろんのこと2年前に橋本市で開催された「紀の国防災人づくり塾」においても、市民の方々にこの防災ゲームを体験していただいております。

カードによる避難所での各種対応を速やかに行う研修としては有意義な研修となると考えますので、今後、避難所従事職員の研修等で活用してまいりたいと考えています。

他の質問 医療ソーシャルワーカーの

周知と設置推進について▽救急医療情報キット事業の導入について



緊急速報「エリアメール」の導入を

森下伸吾 議員



質問 本市では

現在、災害時の

情報伝達手段と

して「防災行政

無線」と「防災

はしもと」メールがある。しかし、「防災行政無線」は暴風雨などの状況によって聞こえないという問題、また、「防災はしもと」メールは事前に登録した人しか配信されないという制約がある。そこで携帯電話利用者に緊急災害情報を一斉配信する「エリアメール」を導入してはどうか。

答弁 NTTドコモが発信するエリア

メールは、気象庁が配信する緊急地震速報や地方公共団体が発信する災害・避難情報などを受信することができ、携帯電話向けサービスで、対象エリアにいる利用者に対して配信されます。既に一部の市町村では導入されています。既に一部の市町村では初めて本年7月に和歌山県が導入し、県下30の市町村単位で津波や地震情報、また市町村ごとに出される避難に関する情報など、15項目の情報をドコモに提供し一斉送信されます。和歌山県下では、約81万台あるといわれる携帯電話のうちドコモは約50万台で、そのうちエリアメールに対応している機種は約35万台と言われています。また、以前はエリ

アメールの使用には費用が発生していましたが、現在は無料で発信ができることとなっています。現在、本市の防災情報は防災行政無線や登録者1,852名に対する携帯電話への防災はしもとメール配信で対応しています。本市独自でエリアメールを導入すれば直接ドコモを通じて発信が可能となることから、和歌山県の発信情報等との協議調整を行い、導入に向けて取り組んでまいりたい。

他の質問 中学校の体育授業で武道が必須化になることでの安全性の確保▽国道371号バイパスについて



市内小・中学校校舎の屋上防水、壁面防水塗装について

小林 弘 議員

質問 市内の小
学校・中学校は、
鉄筋コンクリー

ト造に建て替えて、二十数年から四十数年経っているものが多いと思

います。屋上の防水、また壁面防水塗装も剥離して防水機能がなく、雨水がしみ込んで、校舎の耐用に問題があると思うが、どのように考えているのか。また、外構についても調査等を行っているのか。危険な場所については早急に対処すべきではないか。

答弁 市内の学校施設は、建設より長期間が経過し老朽化が進んでいます。このため、昨年度に全学校の施設状況を調査し、修繕必要箇所の把握および優先度の確認を行いました。

この結果を基に緊急性の高い箇所から順次修繕を行っており、屋上や壁面の防水対策については、昨年度から小学校2校、中学校2校で防水改修工事を実施しています。同様に外構等、校舎周辺の危険箇所についても各学校における安全点検等による危険箇所の把握に努め、危険箇所があれば応急措置等を行ったうえで、危険性・緊急性の高い箇所から計画的に改修します。

今後、施設の長寿命化を図るため必要に応じ国庫補助事業等を活用しつつ大規模改修事業を、各学校の築年数や状態、市の財政状況等を勘案し計画的に実施していく考えです。

併せて、適切な管理方法や自分達で行える修繕についての指導を行うなど、管理意識の向上にも努めます。

他の質問 橋本環境管理センターの使用期限について

大滝ダム放流に伴う橋本市への影響について

樽井 豪 男 議員



質問 大滝ダムは、洪水調節と利水を目的とした多目的ダムであるが、台風12

号には調節ができない状況で、もし、洪水調節ができていけば、紀の川の水位高はどの程度下がるのか。また、大災害をもたらした熊野川水系への降雨量が仮に大滝ダムに流入した場合、ダム放流量の推移と本市への影響について伺います。

答弁 大滝ダムを管理する国土交通省近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所へ問い合わせたところ、「現在、大滝ダムは建設中であるため、洪水調整は行っていないが、台風12号による洪水時においては、大滝ダム地点実績最大流入量毎秒2,143トンに対し、実績最大放流量は毎秒1,837トンとなっており、結果的に自然調節による洪水調節効果は発揮されたとのことです。また、大滝ダムが人為的に洪水調節した場合の紀の川の水位低下量については、現時点においては、操作規則を検討中であり、シミュレーションは行っていないとのこと。大災害をもたらした、熊野川水系への降雨量が、仮に大滝ダムに流入した場合の放流推移と本市への影響については、降

雨波形や地形条件等が異なる為、熊野川の降雨が大滝ダムで降った場合のダム効果は一概には言えません。」とのこと。大滝ダムの完成後は、当面、洪水時の最大放流量毎秒1,200トンとし、下流の河道整備状況等に応じて、最大毎秒2,500トンまで順次変更し、将来的には戦後の5大洪水にも対応できるようにすると回答を得ています。

他の質問 人事制度について



洪水調節と利水を目的とした大滝ダム(1月12日撮影)

福祉施策としてのごみ袋二定量無料配布について



岡 弘 悟 議員

質問 前回の一般質問で、ごみ減量化に対して本市が行っている手法と、一定

量無料型による減量化との議論を交わしました。しかし、目的は同じであるが、考え方に大きな開きがあります。行政側の考えも理解できる部分はありますが、自分自身はやはり一定量無料型にこだわっていきたい。

そこで提案したいのが、福祉施策としてのごみ袋一定量無料配布の実施です。乳幼児や介護が必要な家族がおられるご家庭などに、ごみ袋の一定量無料配布を実施していただきたく、改めて質問いたします。

私が言いたいことは、前回の一般質問では「公平さ」の理論において自身の理論にも欠けている部分があり、行政側の理論にも同じことが言えるというところ。つまり行政が現行の手法を変えないのであれば、その欠けている部分に一定量無料型を採用していただき、現行の制度がより公平に近づきうようお願いしたい。

答弁 本市は、一般廃棄物処理事業を循環型社会に向けて転換していくための施策手段のひとつとして、可燃ごみの価格改正を広域ごみ処理場への移行

にあわせて実施しています。

また、排出量に応じて費用の負担をお願いすることについて、住民のごみ排出に係る意識改革につながると考えており、最終的には、簡易包装製品や詰替製品など廃棄物の発生が少ない商品の選択や不用・不急の商品購入の抑制、製品の再使用の促進などの発生抑制効果も期待しています。

したがって乳幼児や寝たきり等の要介護者で紙おむつの必要な世帯へのごみ袋無料配布については、福祉施策として実施に向けて検討したいと考えています。

他の質問 街路灯と防犯灯の区分について



地籍調査が完了した土地の課税地積の見直しについて

中本 正人 議員



質問 本市では平成4年から地籍調査が行われ、平成23年現在、約31%の調

査が完了しており、登記が完了した土地の課税地積は、平成24年度課税分よ

り登記された地積に統一されるということです。

- ①地籍調査が完了した地域について
- ②地籍調査地域の順番について
- ③地籍調査は平成50年の完了予定であるが、進捗計画について問う。
- ④地籍調査完了地域の課税額の見込みについて

答弁 ①平成23年3月末で、旧高野口町全域、旧橋本市は隅田方面、山田・吉原方面の中山間部、学文路清水方面の左岸農道沿いの一部等となつていま

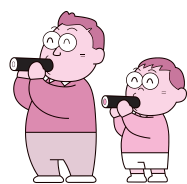
す。
②各区長からの要望を受けた中で、平野部の宅地、農地等を優先して取り組んでいます。山林については、平成18年度より「山林地区の地元施行による民々境界杭設置」に取り組み、完了するよう進めています。

③地籍調査対象面積は127・64km²となっております。平成23年度末で調査済み面積が40・34km²となり、進捗率が31・6%となる予定であり、全調査対象面積の内、山林を除く平野部53・81km²での進捗率は約53%となる予定です。調査の完了年度は平成50年度として進めており、執行方法、体制、予算等検討して事業の促進を図っていきま

す。
④調査完了地域の課税見直し開始年度は平成24年度であり、課税見込額は平成23年度の税額算出方法で試算すれば、対象土地は1万6,329筆で約3,500万円の増と見込まれますが、

平成24年度の評価替えに伴い、試算額は変動する可能性があります。

他の質問 危機管理室の設置について



命を守る本市の『地域防災力』 『防災教育』の現状を問う

松本 健一 議員



質問 ①和歌山県教育委員会「学校における防災教育・安全指針」は、本市

の小・中・高校・園等でどのように活かされていますか。

(1)防災教育の取り組みで地域との連携はどのように行われていますか。

(2)通学区区に合併前の橋本旧1町5村行政区界（現区長連合会区界）がある場合、災害時の避難所運営に支障、問題はありますか。

(3)地域の避難所となる各学校施設・設備の状況はいかがですか。

(4)バリアフリー化等で新築・改築における国庫補助事業「学校施設環境改善交付金」等の活用状況と活用予定について

(5)食糧備蓄、防災備品状況、その他について

③災害への備えと、市民と行政を的確に結び、判断が必要とされる危機管理体制の中核を担う市民安全課の役割が重要度を増していると考えるが、防災計画・危機対応力強化のため、同課を中心とした事務分掌条例・施行規則、すなわち業務の見直しを一刻も早く行うべきではないか。

答弁 ①(1)「学校における防災教育・安全指針」及び市の防災関係マニュアルを参考にし、園児、児童、生徒の安全確保を第一義におき、各学校における防災教育マニュアルの見直しを9月末までに行いました。そのマニュアルに基づき、全ての学校において本年度中に地震を想定した避難訓練を予定し、さらに実効性の高いものにするために各関係機関との連携を視野に入れ、園長会、校長会、教頭会において検討を継続して行っています。本年度中に地域と連携した避難訓練を計画している学校がありますが自主防災会と、登下校時の園児、児童、生徒の安全確保、避難所の運営等について各学校及び関係部署との協議を行いつつ、着実に進めてまいります。

(2)本市の避難場所は、学校に近い地域単位として定めています。

避難所運営は、平成22年9月にマニュアルを作成し、自主防災組織等地域住民の代表者・避難者の代表者・施設管理者及び避難所従事職員で構成する災害時の避難所運営委員会の必要性と発災時の役割を明確にし、避難所の

円滑な運営、避難者間の融和を図っています。

②(1)国の補助を受けて、平成17年度に柱本小学校、20年度に紀見北中学校で校舎や屋内運動場の出入り口のスロープなどの設置工事を行っています。

また、設置済み学校が10校、どちらか一方に設置済み学校が8校あります。

平成25年4月開校予定の橋本小学校及びあやの台小学校は、バリアフリーの建築物となります。

紀見小学校、信太小学校と隅田中学校の3校についてはスロープが未設置となっております。学校が災害時の避難所としての重要な役割を持つ施設でもあることから今後も対応を検討してまいります。

(2)備蓄品は、非常食、飲料水等を備蓄しており、来年度予算の中で、各避難所単位に資機材を備蓄していくため、市民安全課において検討をしている。

③市民安全課の業務は、防災をはじめとして交通安全・地域安全、コミュニティバス、市民協働、消費生活など多岐に亘っており、より効率的・効果的

に業務ができるよう、平成24年中の保健福祉センター完成による健康福祉部の事務分掌見直しと同時に、組織・機構の見直し作業を行ってまいります。

他の質問 本市の『市民』『市民等』用語の意義を問う

ボランティア活動の推進について

中本浩精 議員



質問 本市は様々な事業の展開において、多くのボランティアの皆様にお世

話になっていきます。将来の橋本市を考えていく上において、より一層のボランティア活動の充実を推進していただきたい立場で、次についてお尋ねいたします。

①市民のボランティア活動について(1)各分野の登録人数を教えてください。

(2)市民へどのように参加を呼びかけていますか。

(3)ボランティア基金はありますか。

(4)各分野を統一したボランティア本部はありますか。

②職員のボランティア活動について(1)いつ頃からどのような方法で積極的にボランティア参加を呼びかけていますか。

(2)どのような活動で呼びかけていますか。

か。

(3)参加実態(回数、人数等)はどうなっていますか。

(4)職員がボランティア活動に参加した場合の評価方法はありますか。

(5)職員の意識向上、社会的な評価まで考えていますか。

(6)拡がりのある取り組み、継続的な取り組みとするための方策を考えていますか。

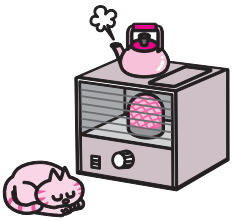
答弁 ①(1)平成23年10月末現在、社会福祉協議会のボランティアセンターへの登録状況によりますと、福祉分野、教育分野や防災・防犯分野等82団体2,293人と個人139人、合計2,432人です。

(2)それぞれの事業を担当する部署より、市広報や関係機関、団体を通じ、呼びかけをしていただいております。

(3)橋本市として基金は設置していませんが、地域福祉の向上を目指しボランティア活動を援助するために社会福祉協議会において基金を設置しています。

(4)市にはボランティア本部はありませんが、現在建設中の保健福祉センター2階に市民公益活動の活動拠点として、公益活動をしたい人と、して欲しい人をつなぐ(仮称)「市民活動サポートセンター」の開設を進めています。

②(1)職員ボランティアは合併前より行われていましたが、少子高齢化の中で市民協働を進めるにあたり、市長のリーダーシップの下、職員ボランティア



アがより活発になりました。

(2) 市民病院前の菜の花やコスモス栽培、市民憩いの広場の清掃、花祭り、橋本マラソン、紀の川祭、カツパ祭等に熱心に取り組んでいます。

(3) 菜の花やコスモスの栽培には、年延べ200名から500名、花祭りには120名、橋本マラソンには100名、市民憩いの広場の清掃には50名程度の職員が毎年参加しています。

(4) ボランティアは自発性、無償性、公共性に基づくものであり、これに基づく職員評価は適当でないと考え、実施していません。

(5) 職員の活動が、市民のみなさんの自発的行動に繋がり、またそのことが職員の意識向上や職員への社会的評価に繋がると考えています。

(6) 出身地域で開催される各種行事への職員参加を促しており、相当数の職員が、地域の子ども会活動、自主防災活動、秋祭り等で地域に根付いた活動を継続的に取り組んでいます。



花と緑のリサイクル花祭りで廃食用油の交換受付の作業に従事する職員ボランティア

保育園・子ども園における低年齢児(0・1歳児)の年度途中入園について

田中博晃 議員



質問 子ども園の設置により、低年齢児保育がない、もしくは少なかつた地域に低年齢児保育が始まったことは、非常に喜ばしいことです。しかしながら、4月段階での入園については問題のない反面、途中入園は限りなく不可能に近い、複数の待機児童が発生しているのが現状です。

子ども数が減少する一方で、景気等の問題により低年齢児保育の希望者も増えています。また、対象年齢に達した児童が入所できずに、保護者が仕事をあきらめるだけでなく、保育園に通う兄・姉まで退所しなければならぬ問題も発生しています。子どもを受け入れる環境をつくることは急務であり、現状が続くと子どもの減少に拍車がかかると考えられます。

そこで、これらの問題を解消するため質問いたします。

- ①今年度の低年齢児保育の年度途中入園希望者数について
- ②低年齢児保育を実施している園の定員増について
- ③定員に達していない園で低年齢児保育は不可能なのか。

答弁

①0歳児37人、1歳児13人です。この内、0歳児13人、1歳児11人が途中入園しています。低年齢児実施園の定員増については、施設基準や運営基準をクリアしなければなりません。例えば、0歳児の増員を図る場合は、乳児室やほふく室の整備、乳児数に応じた面積基準があります。また、乳児3人に1人の保育士を配置するなどの運営基準があります。特に、保育士の人員増を図ることは財政的に大きな負担を生じ、慎重にならざるを得ないのが現状です。しかし、待機児童の解消を図っていくことは、子育て支援を進めていく上で重要なことであると考えています。

②現在、進めている子ども園計画で軽減された経費を子育て支援に充てるなど、施設基準はありますが、可能な範囲で1人でも多くの定員枠を広げてまいります。

③それぞれの年齢に応じた保育室と保育士を配置しているため、全体として定員を下回っていても、年齢によって担当する保育士の人数や部屋数などの制限があり、定員いっぱいまで受け入れることができないこととなります。

他の質問 介護保険認定にかかる期間の短縮について▽世界遺産の追加登録について



中学生までの医療費無償化など、人口増に向けた取り組みについて

堀内和久 議員



質問 近年、少子化が進む中、和歌山県では「ここのとりサポート(妊娠まで・妊娠中の支援)」、「紀州3人っこ施策(子育て家庭への経済的支援)」など、子どもたちの未来についての補助を行っています。

本市では、本年1月より小学生医療費が無償化になりましたが、9月議会と同僚議員の質問にあった若い世代が橋本市に住居を構え生活していく上での住宅補助や、市外よりも、いろいろな意味で「住んでよかったまち」「住みたいまち」を市長のお力で進めていただきたい。そのためにも、現状にプラスした取り組みを実施していただきたく質問いたします。

- ①中学生の医療費無料化について(実質費用)
- ②第3子の子どもに対する市独自の助成について
- ③本市での妊婦・妊娠中の専門相談所や県の補助について
- ④本市に住居を構える場合の住宅補助について
- ⑤橋本市におけるエコライフで削減できた経費を①～④の施策の費用に利用

できないか。

答弁 本市は、今年1月から小学生医療費無償化を実施しています。これには、国や県からの補助がないため市単独の施策となります。しかし、本市は子育て世代への負担軽減策として他の自治体より1歩前へと、その取り組みを進めています。

①現在実施している小学生医療費をもとに計算すると、小学生医療費の平均月額約620万円であり、仮に2分の1とすれば月額310万円となり、年間で約3,720万円となります。また、初年度は小学生医療と同様にシステム改修費1,500万円が必要となります。これに審査手数料なども含めると、初年度は5,345万円、次年度以降は年3,845万円の費用が必要となります。中学生医療費無償化については、今何を優先すべきかを見極め、バランスのとれた行政を進める中で検討したいと考えています。

②県が実施する「紀州3人っこ施策」の中で「橋本市3子以上に係る育児支援事業」を実施するなど、少子化対策や子育て支援施策に取り組んでいます。

③受診している医療機関が窓口となり、不妊については和歌山市保健所と岩出・湯浅・田辺保健所があります。県の補助については、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図る妊婦健康診査費助成事業と不妊治療助成事業がありますが、県の助成事業に加え

て市単独での助成は困難です。今後も広報やホームページなどで広く市民に制度の周知を図ります。

④現在、補助対象範囲などシミュレーションを行っており、「新婚所帯新築住宅補助事業」として検討してまいります。

⑤現状では削減効果額として事業に充当できる具体的な財源となり得ない状況であり、将来の課題といたしたい。

他の質問 橋本市におけるエコライフについて▽南馬場緑地公園進入箇所への信号機設置要望について



橋本市における情報セキュリティについて

土井 裕美子 議員



質問 最近、企業や国の機関でもITシステムに関する障害（サイバー攻撃）の問題が起きているとの報道がありました。本市においてもITシステム

によるウイルス感染等）の問題が起きているとの報道がありました。本市においても、ITシステム障害による情報漏洩などの問題は、人権侵害や犯罪にもつながる恐れがあるため、早急に対策を講じなければならない問題と考えます。

そこで、本市の情報セキュリティに

ついて、お伺いします。

①情報の持ち出しについて
②端末からのUSBメモリなどを利用した情報の持ち出しはどのように制限されていますか。
③その制限がすべての端末に対応できているか確認していますか。

④メールの送受信について
①メール送信による情報漏洩については、どのように制限されていますか。
②課や室のメールの参照、送信は誰が行っていますか。
③課や室のメール送信する場合のルールなどはありますか。
④送受信されたメールを一定期間保存することで漏洩を防ぐしくみがあると聞きましたが、本市にはありますか。

⑤ウイルスなど不正プログラムの対策は、すべてのコンピュータでの程度は、すべてどの程度なされていますか。
④外部からの攻撃に対する対策はどのようにされていますか。

答弁 ①(1)内部情報系ネットワークに接続するコンピュータ端末及び住民記録業務系ネットワークに接続するコンピュータ端末においては、情報推進室以外の職員に対して情報の持ち出し権限を与えていません。また各課独自システムについては、各課において対策を実施しています。
②(3)内部情報系ネットワークコンピュータ端末の確認方法は、情報推進

室よりリモートで一台一台確認を行っています。すべての端末を管理出来るシステムとなっていません。

②(1)メール利用者からインターネット用電子メールアドレス登録申請書と共に誓約書を提出し、総合行政ネットワーク基本要綱に定められたL2GWA利用者電子メールアドレスアカウントを配布しています。

②(3)各課メールの送受信については「橋本市行政内部情報系ネットワークのためのセキュリティ実施基準」の中で文書主任が責任を持って毎日確認すること、メールの送信は所属長が行なうか、あるいは所属長決裁を得て行うこととルール化しています。

④今後の検討課題です。
③約610台中約320台が対策済で、残りは旧対策ソフト対応です。インターネット未接続の住民情報系コンピュータ端末のウイルス対策は、ポータブルセキュリティを使用しています。また各課独自システムは担当課においてウイルス対策ソフトを導入しています。

④ウェブやメールなどによる通信手段ごとに必要最小限の通信制限を行う機器を設置し、通過を許可されたメールは、ウイルスチェックを行ない、ウェブ通信については公序良俗に反するもの、風俗・暴力・不正IT技術・ギャンブル等業務の障害になるジャンルの閲覧防止対策を行っています。

ごみの収集等について

清水信弘 議員



質問 ①未だに収集されずに放置されている地域が見られる。

以前にも言いましたが、それについて当局が意図するところは何か。教育的見地からか、見せしめか。いずれにしてもその見当はずれている。

前者からとすれば、分別、曜日等の教育を受けねばならないごみの放置者は誰かわからない、当局に探そうという気概もない。ただし、その理由は理解できるゆえ追及しない。

後者からとして、見せしめの典型である梟首(きょうしゅ)にさらされるのはいわゆる下手人である。それを見て人は肅然とするとされていると思うが、ごみの放置者は知らぬ顔で通せば済む、不快感ばかりが放置ごみの周辺者にある。この事態はどう理解すればいいのか。

以前の答弁では「一週間以内に片付ける」ということであつたと理解していたが、最近、方針を変更したのか。「区長・自治会長から連絡があれば収集に行く」という答弁もあつたと思うが、彼らにその気がなければいつまでも放っておくということか。

②橋本周辺広域ごみ処理施設、いわゆる

ての考えを聞きたい。すなわち、持ち込みの最低金額は家庭系ごみで50kg以下で350円、以下10kg毎に70円、事業系についてはそれぞれ500円、100円となっている。収集よりもはるかに高い。本市にも還元される資源ごみを持ち込んだとしても総重量として加算されるということも含めて、持ち込みごみについては、本市は歓迎しないということか。

答弁 ①循環型社会形成への共通認識を高め、ごみの排出抑制への取り組みや適切な分別への取り組みの啓蒙啓発のため、分別の区分に応じ不適切物混入ごみについては収集できない理由を記したシールを貼付して残す取組みを行っており、適切な排出に導くための有効な手段の1つと考えています。集積所によっては残すことにより更に周辺環境の悪化を招いている状況もあり、これらのごみが必ずしも自治会から排出されたごみだけでなく、自治会未加入の方や地区外の方が通りすがりに置いていかれるといった苦情も

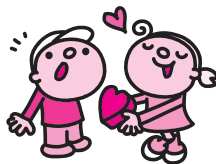


耳にするところですので、今後ともごみのガイドブックの配布や分別の説明会等で啓発を行うと共に、市のホームページや広報等で粘り強く啓発を行いながら有効手段を模索して行きたい。また、放置されたごみについては、回収方針が変更になったと言うことではありませんが、市としては地域のみなさまに残されたごみの現状について問題意識を持っていただき自前で地域全体を良くしていただきたいとの思いで行っている取り組みです。従って、地域から連絡があれば、早急に対応しており、連絡が無くても環境悪化が懸念される状況などを適宜判断しながら対応しています。目に余る状況が生じた場合は職員で見回りを行う等の対策をとってまいりたいと考えています。

②橋本周辺広域市町村圏組合廃棄物処理手数料条例において定められています。料金の設定については、各市町の現状料金を勘案するとともに近隣市町の持ち込み料金も参考にし、多量排出者として応分の負担をお願いしたいという観点から、料金が設定されたと聞いています。還元される資源ごみを持ち込んだとしても総重量に加算されることについては、可燃ごみも資源ごみも一緒に搬入されることから、総重量として料金を徴収しています。なお、資源ごみについては分別を行い、ペットボトルやアルミ缶等はリサイクル業者に販売し、プラスチック製容器包装については容器包装リサイクル協会に

リサイクルを委託し、リサイクルに実際にかかった費用が、あらかじめかかるであろうと想定されていた額を下回った場合に、その差額の2分の1に相当する額が拠出金として還元をされています。しかし、ごみ処理には分別工程においても多額の費用を要しますので、ごみ処理費用の一部として活用しています。

他の質問 未利用地の利用計画について



11年間において発生した一連の不祥事に関して

妙中嘉三 議員



質問 (平成18年2月23日付有印公文書偽造同行使と詐欺罪で逮捕された正職員事件から平成23年8月8日付業務上横領罪で逮捕された嘱託職員の件まで)

私は9月定例議会において、ここ数年において発生した一連の不祥事について、その原因・背景等、責任の所在等について質問し、市民に広く明らかにするよう求めましたが、当局はもと

より本市議会の所管委員会においてもほとんど議論されていないように思われます。市民からは「またことなかれるに放置されるのでは」と怒りの声が挙がっており、これらをチェックする側の議会としても、その存在を厳しく指摘されています。

また、これら不祥事に対し、事務方トップについても重大な責任があることは明白にもかかわらず、個人攻撃されているとか、あたかも被害者のごとく、判官びいきをされており、責任を逃れようとしているといった過言ではありません。もとより責任者は普段から強い権力、権限を有する立場にあり、あらゆるところでこれを行使しています。さらにそれに応じて高額な報酬も得ていることも事実であります。しかし同時にこれと同等の責任も伴うものであります。

つまり権力・権限と責任は一体化しているものであり、権力は振るうが責任は逃れる、そんなことは許されるはずがありません。権力や権限を行使している者は、何か問題があればその責任を厳しく追及されてしかるべきではありません。

そこで次に関して質問します。

①これまでの不祥事による市の損害額はいくらで、どのように処理されていますか。

②市の損害額に対して不祥事を起こした者から賠償金として損害金を返してもらったのですか。当然返すべきもの

としての予算措置はされているのですか。もしなら返金等されていないとしたら、どのような措置をとっているのですか。

③一方で、善良な市民が市税を悪意もなく事情があつて滞納した場合、市は一方的問答無用に差し押さえを執行していますが、市税の滞納整理事務について、具体的な取り組み方を示してください。

④悪事をはたらいって損害を与えた者に対し、まさか何の法的手続きも行っていないというのではないでしようか、お答えください。

⑤もし何の法的手続きもせず、返金されていないとすれば、まさに職務怠慢であり、その責任は重大であります。憤りに燃えた市民から、事務方トップの責任追及とともに、責任者としての損害賠償を求められたら、この責任をとるとともに損害賠償を払うのかどうかお答えください。

答弁

①一件は、福祉課職員がリース会社から現金を詐取し、かつ生活保護費を着服した件で、金額は合計で3,037万282円です。もう一件は嘱託職員が産業文化会館のプール利用代金及びスイミング教室代金の一部を着服した件で金額は1,620万円です。

②④⑤この二件については、横領金額の返済がなされていません。

本市では、元福祉課職員に損害賠償請求を行うと共に、本人と何度も面会を行い、返済に向けた話し合いを行っ

ているところです。

また、元嘱託職員については、かつらぎ警察署に告発をおこなっており、現在損害賠償請求に向け弁護士と協議を行っています。

③納付期限までに納付がない場合、督促状や催告書などを送付し、自主的な納付や一時に納付できない事情があるときなどは、納税相談を促しています。滞納が解消されない場合、法に基づき、差し押えを行うこととなります。今後とも、納税の公平性確保を念頭に、納期限内納付のPRを強化し、また、早い段階での滞納処分を行うなど、適切な滞納整理業務に取り組んでまいります。



空き家等の管理条例制定について

辻本 勉 議員



質問 核家族化、や少子高齢化、山間部の過疎化など様々な要因により、空き家

や空き地（草まみれの宅地や雑種地）が、ここ十年で全国的に大きく増加しており、本市も例外ではありません。空き家については、不審者の出入りや放火が懸念され、災害時の危険もつき

まとい美観上も良くありません。また、空き地に雑草が生い茂り、周辺住民にとっては大変な迷惑です。

昨年以降、いくつかの自治体で「空き家条例」が制定されており、和歌山県もその一つです。本市も今のような状況では美しいまちとは言えません。早急に条例制定すべきと考えます。

よって、次の点についてお尋ねいたします。

①本市の空き家・空き地（宅地及び雑種地）の現状について

②本市が現在行なっている対策について

答弁

①総務省統計局の平成20年住宅・土地統計調査報告によりますと、空き家については3,820軒ですが、空き地の件数について、把握をしていないのが現状であります。

②土地所有者等の管理は、橋本市環境保全条例と橋本市火災予防条例に基づき土地に繁茂する雑草、枯草又は投棄された廃棄物を除去するとともに、周辺の生活環境を損なわないようその土地の適正な管理に努めるとともに、燃焼のおそれのある物件の除去、その他火災予防上必要な措置について、防火指導を行っています。雑草の生い茂った空き地・空き家の適正管理に関する市民からの要望には、現地確認をおこなうとともに、土地・家屋所有者に対して適正管理のお願い文章を現地写真添付のうえ送付しています。なお、市

民からの適正管理要望について、年々増加傾向で苦慮しているところ。空き地・空き家での雑草地の放置については、景観を損ねるだけでなく害虫の発生源となる恐れや、ごみの不法投棄誘発の恐れ、タバコのポイ捨てによる火事発生の恐れなどが考えられ、土地・家屋所有者の責任により対応をお願いしています。

③現在2条例で対応しているが、責任の明確化等もさらに必要になっている状況下であり、関係機関と協議を行い空き地・空き家の管理条例の制定に向け調査研究し、3月議会に上程したいと考えています。

他の質問 独居老人対策について

杉村公園周辺の整備計画について



山田 哲 弥 議員

質問 国道37

1号バイパス建設が進んでいます。そこで、この機会を利用して、杉村公園周辺を今以上に市内・市外の利用者の増加を図り、魅力ある橋本市を形成する必要があると思われませんが、市長は杉村公園周辺の整備計画について、どのようなビジョンを持っておられるのか。

答弁 杉村公園は、進入路が狭隘で駐車場も狭く、来園者には大変不便な状

況であり、また広場が十分に確保されていないこと等が課題となっており、

県事業として国道371号バイパスが本公園の東側で事業化されており、バイパスから直接入園できる駐車場や多目的広場等を整備するため、社会資本総合整備事業補助を活用し、本年度において計画の作成に取り組みしています。また、最寄りの御幸辻駅につきましては、杉村公園の駐車場整備と併せて、本駅西側に新たに駅前広場を整備するため、同事業で実施設計を行っています。

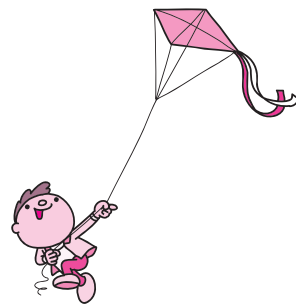
さらに、名誉市民であり世界的な数学者 岡潔博士記念館を杉村公園内に建設し、資料・業績の展示、算数・数学に係る展示を行い、より一層魅力ある公園として整備したいと考えています。



国道371号バイパス工事にあわせて整備が計画されている杉村公園

また、同公園の駐車場には、橋本市はもちろん高野山、紀南方面への観光客に市内の物産品を販売するための誘客施設の整備と併せ、休憩所やトイレの整備を検討してまいります。

他の質問 市道橋の調査・点検の進捗状況について



選挙の際に公的性格の強い区や自治会が特定の候補者を推薦して、住民の自由意思による投票や自由な選挙運動を事実上妨害していることを止めるよう指導せよ

松浦 健次 議員

質問 ①選挙

は、市民が自分たちの代表者を選ぶという公務である。その際、最も大切なことは、市民一人ひとりが自由な意思で誰に投票するかを決定することである。ところが、区や自治会が特定の候補者を推薦すれば次のような弊害が生じる。

(1)住民は他に投票したい候補者がいて

も、日常生活が円満にいかなくなることを恐れて、心ならずも区や自治会が推薦する候補者に投票する可能性は少なくない。

(2)また、区や自治会が推薦すれば、区の役員や住民が協力し合って選挙運動をするのが普通である。この場合、住民は他に応援したい候補者がいても、ピラを配ったり、後援会入会のお願いをなどを事実上考慮して自粛する可能性が大きい。言い換えれば、区や自治会が特定の候補者を推薦しなければ、住民は自分の支持する候補者を自由に応援することができたのに、区や自治会が推薦したために、これらの自由が妨害されることになる。

②私は、以上の点を6月議会でも指摘して市長の対応を求めたが、極めて不誠実な答弁しか返ってこなかった。そこで、再度問う。私が以上に指摘した事実は単なる言いがかりで事実無根と考えるのか。このような欠陥、選挙が続くことが何の問題もないと考えるのか。市民の正当な利益を守る立場にある市長の誠実な答弁を求める。

答弁 区や自治会は地域住民の地縁による団体と認識しており、また選挙運動は、市民ひとり一人が自由に行うものであり、投票においては個人の自由意思で投票されていると考えています。

選挙管理委員会は、地方自治法に基づき設置されており、選挙に関する事務、投票に関する事務を行うとされて

います。一方、公職選挙法では、選挙を適切に行われるよう啓発、周知することを図ることが記されております。したがって、これらの法に基づき選挙事務の執行に努めています。

また、有権者の投票総参加と一票の行使を積極的に呼びかけ、候補者、選挙関係者に対しては、法令の遵守を呼びかけているところであります。

また、推薦をする、しないは自治会等のそれぞれのなかで議論されることであり、それぞれの意思によるかと考えています。

他の質問 市長は、市政に協力いただいている主な組織、団体の声を年一回ぐらいいは直接聞くべきである（問題点の改善が極めて遅い）▽紀伊見荘の売却行為の経過と見通しの説明を求めらる▽ごみ問題について▽農地の貸借を促進するために、インターネットで情報を提供することを求める▽ごみ課の前にベビーベッドを置くことを求める



し尿収集料金・浄化槽清掃料金等について

中西峰雄 議員



質問 ①本市の浄化槽汲み取り清掃料金は、5人槽で3万円強、7人槽で4万円強と推定されます。他市では5人槽で2万1,000円、7人槽で2万4,000円という例があります。また、本市の浄化槽汲み取り清掃料金は、し尿収集料金と比べてリットル当り単価が4割から5割割高です。市全体では、し尿汲み取り・浄化槽清掃料金は推計で2億5,000万円を超えらると思われます。これがすべて住民負担となつています。住民負担の軽減という観点から、料金の引き下げはできませんか。

②し尿汲み取り料金は市で定めていますが、浄化槽汲み取り清掃料金は定めておらず、業者が自由に決めています。その理由について伺います。

③浄化槽汲み取り清掃は、市が許可を与えた業者が行うことになっていますが、料金については市は把握していますか。また、業者はどのようにして料金を決めていますか。準公共料金であるにもかかわらず、業者によって料金に異なる点についてどう考えますか。また、浄化槽のメーカーや機種によって容量が大きく異なりますが、その点は

どう斟酌されますか。

④適正価格について、どう考えていますか。

⑤浄化槽の適正管理について、どのような対策を考えていますか。

⑥生活排水処理基本計画の中で、「より合理的、効率的な収集を検討する（大意）」となつていますが、どのように検討されますか。

答弁

①浄化槽の清掃料金の引き下げについて、法令に基づく規定がない価格に関する行政指導の場合、その目的、内容、方法等によっては公正自由な競争を制限し、又は阻害するとも、独占禁止法違反を誘発する場合があることに十分留意する必要があります。

また、行政指導によって誘発された行為であっても独占禁止法違反行為の要件に該当する場合は、同法の適用は妨げられないとの事であり、浄化槽清掃の処理手数料の引き下げを行うことはいたしかねます。また、浄化槽の清掃料金がし尿収集料金と比較して高額であるとの事ですが、浄化槽の清掃は、単に汲取るだけでなく、浄化槽内に生じた汚泥等の調整並びに各装置及び付属機械類の洗浄、清掃等の技術料金も含めての料金と考えております。

②昭和47年5月18日付け環整第29号厚生省通達は「市町村が処理していない一般廃棄物の処理手数料を、条例で定めることはできない」としています。これに従えば、本市は直接浄化槽清掃を行つておらず、全て許可業者による

収集であるため、料金を条例で定めることはできないものと考えます。

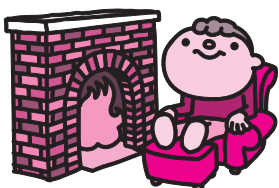
③本市及び他市町村の状況を調査したところ、浄化槽清掃料金は近隣市町と同程度であり、各許可業者毎に極端な開きはないと認識しています。また同一人槽であればメーカーや機種による大きな料金差もないものと認識しております。ただし、使用状況によって

は料金に差が生じる場合があります。

⑤浄化槽の維持管理を怠つた場合には浄化槽法により「6カ月以下の懲役または百万円以下の罰金」に処せられることもあることを周知し、適正管理の徹底を図つてまいります。

⑥「より合理的、効率的な収集体制の検討」については、現在橋本市一般廃棄物処理基本計画の改定を行つており、同策定委員会において、検討してまいります。

他の質問 ごみ収集運搬、市直営と業者委託契約、費用について



公用車の貸出制度について

上田 良治 議員



質問 市の公用車について、土日・祝日など、使用しないときに、市民公益活

動団体などに貸し出す制度を実施していただきたく、質問いたします。

先日、総務委員会において、議長・総務部長も出席いただき、協働のまちづくり条例を制定し、数多くの事業を実施、実績を上げている滋賀県栗東市、愛知県豊明市の行政視察を行いました。

本市においても平成19年4月から協働事業に対するヒアリング、検討会、説明会、パブリックコメントを実施し、平成20年3月には協働の基本指針を策定し、いくつかの協働事例を挙げていますが、市がすでに取り組んでいるテーマ設定型提案事業が大半を締め、新規事業が少ない状況にあります。従来の行政主導型から協働型への意識改革を市民と行政の双方が推進し、協働事業に相応しい新規事業を進めていかなければなりません。

そのためには、窓口となる市民協働課を設け、市民が気さくに会議や勉強会等を行える施設整備等も必要であると思います。

また、今後、豊かな市民活動を広げるための支援の一つとして、公用車を

市民の方に貸し出す制度も必要であると思います。市の公用車は、軽四からトラックまで幅広くありますが、軽トラック・ワゴン車・青色回転灯装備車等を市民が利用することは、資産の有効活用という観点でも前向きな取り組みであると思いますので、次の質問をいたします。

①市が所有する公用車は何台あり、そのうちトラック・軽トラック・ワゴン車、青色回転灯装備車は何台ありますか。

②土日・祝日など、市の公用車を使用しないときに市民公益活動団体などに貸し出すことは可能ですか。

③条例制定や担当課設置など、仕組みを確立することが必要ではないか。

答弁

①総台数は11月末現在で、249台であり、内、中型トラックが13台、軽トラックが15台、ワゴン車が5台、青色回転灯装着車が1台です。

②公用車は、全国市有物件災害共済会自動車損害共済に加入していますが、この保険は市の公務上の事故のみを対象としており、公務外の事故は補償の対象となっておりません。公用車を貸し出す場合、事故・盗難等に備え新たな保険に加入することが必要となり、当該使用限定で民間の保険に加入することは難しいと考えています。

公用車の集中管理車両、各課・室の稼働率を見ましても、貸出専用位置づける余裕がなく、加えて、現在加入の保険と比較して保険料が約2倍と

ります。

また、車両管理は、土曜、日曜、祝日を中心に行っているのが現状です。

これらのことから現在のところ市民活動団体への貸出制度の創設は難しいものと考えています。

③協働のまちづくりの条例の施行については、地域の課題への対応や役割、方法など、まだまだ研究すべきことがあることから、今後の課題であると考えます。また、担当課の設置については、現在のところ考えていません。

他の質問 国道371号バイパスの工事進捗状況について



集中管理されている公用車の専用駐車場

介護保険について

阪本 久代 議員



質問 今年6月、介護保険法改正が成立しましたが、主な「改正」内容は、(1)

市町村の判断で「介護予防・日常生活支援総合事業」を創設できる、(2)訪問看護と訪問介護が連携しながら在宅の高齢者に短時間の巡回と随時の対応を行う24時間対応の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の創設、(3)介護職員のたん吸引などの医療行為を可能にする、(4)介護療養病床の廃止期限の6年間延長、(5)財政安定化基金の取り崩しを可能にするなどです。現在、2012年から2014年度の3カ年にわたる「第5期介護保険事業計画」の策定作業が進められていますが、4点について質問を行います。

①介護保険がスタートして11年、年々介護給付費が増え、制度改正のたびに負担増とサービス切り下げが繰り返されてきました。「認定が下げられ、今まで受けていた介護サービスが受けられなくなつた」という声を聞きます。「第5期介護保険事業計画」では、介護サービスの切り下げではなく充実となるよう望みますが、何を基本に計画を立てられますか。

②「介護予防・日常生活支援総合事業」は自治体の判断で導入することができ

ます。しかし、介護保険「本体」とは

別枠の「地域支援事業」の一環とされ、その費用には「介護給付費の3%以内」という上限がつけられるため、必要な介護サービスが受けられるかどうか心配です。導入についてどのようにお考えですか。

③第5期の介護保険料について、9月議会において、健康福祉部長は「市民に最も近い行政という立場に立って、制度や施策を最大限活用しながら保険料算定を進めてまいります」と答弁されました。第3期、第4期とも本市の介護保険料は全国平均よりも高く、今でも大きな負担となっています。どのような制度や施策の活用を考えておられますか。

④生活に困窮しているため、保険料の負担が困難と認められるとき減額する「介護保険料減額に関する事務取扱要綱」はありますが、条件が厳しすぎてほとんど活用されていません。当該世帯の年間見込み収入は4万円×当該世帯の人数×12ヵ月以下となっていますが、これでは生活保護基準にも達していません。せめて年間見込み収入を生

活保護基準まで引き上げることが求めます。

答弁 ①第5期介護保険事業計画は、国等の動向や市民アンケートなどを踏まえ、平成26年度までの目標達成や27年度以降における「地域包括ケアシステム」の実現を見据えた新たな取組をスタートする計画として、策定して

ます。

②介護保険外の地域支援事業の中に位置づけられています。地域支援事業費は、介護給付費の3%以内とされていますが、この制限内で新事業は十分展開できます。ただし、国からの詳細の説明が遅れており、平成24年度導入はできないと判断しています。メリット・デメリットを精査し、導入については慎重に考えてまいります。

③第1号被保険者の介護保険料は、介護給付費財源の20%とされており、介護給付費が増えるにつれ保険料で賄われる財源も増えます。高齢化率では全国平均に近い本市で、介護保険料が全国平均よりも高いのは、多様な介護サービスの利用者が全国平均より多いためと言えます。市民アンケートの結果を尊重し、基金の取り崩しなどにより介護給付費の急増に対してできるだけ抑制を図ってまいります。

④介護保険料減額に関する事務取扱要綱は、他市町村の動向を把握した上で、ご指摘を参考にして検討します。

他の質問 若者が定着するまちづくり



国保税二世帯1万円の引き下げを求める

富岡清彦 議員



質問 ①国保事業は、国民健康

保険法第1条で、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会

保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするとしています。しかし、本市の国保事業の実態は、多数の滞納世帯、短期保険証と資格証明書（保険証の取り上げ）の発行件数は年々増加し、病気になるっても病院に行けない事態も見られます。その最大の理由は「高すぎる国保税額」にあると考えるが、当局の見解を問う。

②本市の国保税額は、1.3倍の引き上げによって一世帯当たり16万6,650円、一人当たり9万1,558円で、支払い能力を超える税額である。一方、平成21年度、22年度国保会計は2億5,000万円から2億6,000万円もの黒字決算となっている。また、基金は5億円もある。これらを財源に一世帯1万円の国保税引き下げは十分可能と考え、答弁を求める。

③低所得者に対し、多くの自治体の実施している国民健康保険法第44条の「窓口、一部負担金の減免」、第77条の「保険税減免」の充実について、なぜ実行できないのか答弁を求める。

答弁

①税の賦課は、国保の医療費等の支出見込額から収入見込額を控除し、その残りが税の賦課総額となり、これにより税率を算定しているものである。

②平成21・22年度は国等から交付金等を多く受けることが出来たことにより、黒字決算となっています。この状況を踏まえ税率を試算していますが、今後の課税対象所得の動向、医療費の状況、東日本大震災等の影響による調整交付金等の動向、診療報酬改定など様々な状況を慎重に見極めながら行っています。

③保険税の低所得者対策としては、政令軽減があり、応益分の7.5:2割軽減される制度です。また、本市には保険税の減免・一部負担金の減免及び徴収猶予に関する規則もありますが、所得の急激な減少・天災その他特別の事情がある場合などに対するものです。

一方、社会保障改革に関する集中検討会議が本年6月に社会保障改革案を取りまとめ、また、政府・与党社会保障改革検討本部決定の社会保障・税一体改革案が7月に閣議報告されました。それには国保の財政基盤安定強化、広域化、低所得者対策等が明記されています。

市としては、引き続き国の制度改革の推移を見極めてまいります。

他の質問 市民協働のまちづくりについて問う

議会活動日誌

ぎかいかつどうにっし

(10月1日～12月31日)



☆本会議

- 11. 28 12月定例会 開会
- 12. 5 一般質問
- 6 一般質問
- 7 一般質問
- 8 議案審議
- 16 委員長報告 閉会

11. 7 経済建設委員会行政視察(愛媛
～8 県西条市・香川県高松市)



経済建設委員会行政視察

☆委員会等

- 10. 5 議会運営委員会
市議会だより編集委員会
議会改革検討会
新任議員研修会
- 11 議会改革検討会(インターネット
動画配信ワーキンググルー
プ)
- 13 平成22年度決算審査
特別委員会
- 14 平成22年度決算審査
特別委員会
- 19 新任議員研修会
紀の川市視察研修(議会改革検
討会・市議会だより編集ワーキ
ンググループ)
- 20 総務委員会
- 11. 1 議会改革検討会
文教厚生委員会
- 2 新任議員研修会
- 4 天理市視察研修(議会改革検
討会・住民報告会ワーキンググ
ループ)

11. 10 総務委員会行政視察(滋賀県栗
～11 東市・愛知県豊明市)



総務委員会行政視察

- 14 議会改革検討会(住民報告会
ワーキンググループ)
- 15 議会改革検討会(市議会だより
編集ワーキンググループ)
- 17 新任議員研修会

- 11. 18 議会運営委員会
- 28 経済建設委員会
- 12. 1 全員協議会
会派代表者会
- 5 議会運営委員会
- 7 議会運営委員会
- 9 総務委員会
- 12 経済建設委員会
- 13 文教厚生委員会
- 16 議会運営委員会

☆議長会関係

11. 16 和歌山県市議会議長会総会(紀
の川市)

☆来市

- 10. 12 大分県佐伯市議会行政視察(企
業誘致の取り組みについて)
- 20 青森県つがる市議会行政視察
(企業誘致について)
- 11. 2 愛知県半田市議会行政視察(介
護予防について)
- 14 岩出市議会行政視察(ごみ袋の
有料化について)

☆3月定例会は2月27日に開会します

※本会議、委員会ともに、午前9時30分から始まります。但し、現地調査がある場合は、開議時間が前後する場合があります。

編集後記

寒さ厳しい折、市民のみなさまには、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

昨年は、東日本大震災、また、台風による被害と、大きな自然災害が起きただけでなく、原発事故による放射能汚染が深刻な問題となっています。これもまた、私たちの安心、安全なものを食べさせたい。そして、防災対策にも取り組まなければなりません。

政府は「税と社会保障の一体改革」を進めようとしています。今年も介護保険料、後期高齢者医療保険料の見直しの年でもあります。12月定例会で「国保税の引き下げを求める請願」は不採択となりましたが、「国保税引き下げの趣旨は理解できる」という意見もありました。少しでも暮らしやすくなるよう、市民のみなさまの声が反映できるよう、取り組んでまいります。

今後も市民のみなさまの議会に対するご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

市議会だより編集委員会

委員 阪本久代



この議会だよりは環境に優しい
植物性インク(VEGETABLE OIL
INK)と再生紙を使用しています

橋本市議会事務局

Tel. 0736-33-6107

Fax. 0736-33-1268

e-mail gikai@city.hashimoto.lg.jp